

件名	愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例
主管課	道路建設課
根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号） 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）
<p>【制定の概要】</p> <p>制定の経緯について</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」の一部が改正されたことに伴い、これまで国の基準で定められていた、県道における移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、県の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものである。</p> <p>条例委任された基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（歩道幅員・勾配、立体横断施設、乗合自動車停留所等） <p>国の基準と同一の規定とする。</p>	
施行日	平成 25 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	